

建築物飲料水貯水槽清掃業の記載例

登 録 申 請 書

平成26年 4月 1日

大分県知事

殿

住 所 大分県別府市〇〇町〇丁目〇番〇号  
氏名又は名称 株式会社 〇〇メンテナンス  
代表者の住所及び氏名  
大分市〇〇町〇丁目〇番〇号  
代表取締役 大分太郎  
事務所 TEL0977-00-0000

建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項の登録を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 登録区分	建築物飲料水貯水槽清掃業
2 営業所の所在地及び名称	大分県別府市〇〇町〇丁目〇番〇号 株式会社 〇〇メンテナンス
3 営業所の責任者の氏名	大 分 太 郎

第4号様式（第4条関係）

設 備 及 び 機 器 名 簿

平成26年3月31日現在

名 称	型 式	数 量	購 入 年 月
揚水ポンプ	〇〇社SM-6325	2	平成23年5月
高圧洗浄機	〇〇社HP-400D	2	平成22年6月
残水処理機	〇〇社SV-450II	2	平成22年6月
換気ファン	〇〇社SJF-200-1	2	平成22年6月
防水型照明器具	〇〇社PD1-10	2	平成22年6月
色度計、濁度計	〇〇社S-100	1	平成24年7月
残留塩素測定器具	〇〇社8054-5D	2	平成25年9月

(注) 機械器具の専用保管庫（鍵付き）の設置場所及び構造並びに保管状態を明らかにする図面を添付すること。

第5号様式（第5条関係）

監 督 者 等 名 簿

平成26年3月31日現在

監督者、実施者等の別	氏 名	業 務 範 囲	経験年数	資 格 の 種 別	資格取得年月日
貯水槽清掃作業監督者	大 分 三 郎	飲料水貯水槽清掃作業業務全般	17年	貯水槽清掃作業監督者講習会修了 (貯第〇〇号)	平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 注1 「監督者、実施者等の別」欄には、清掃業の場合は清掃作業監督者、空気環境測定業の場合は空気環境測定実施者、空気調和用ダクト清掃業の場合はダクト清掃作業監督者、飲料水水質検査業の場合は水質検査実施者、飲料水貯水槽清掃業の場合は飲料水貯水槽清掃作業監督者、排水管清掃業の場合は排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業の場合はねずみ昆虫等防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業の場合は統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者について記入する。
- 2 「業務範囲」の欄には、監督者等が複数いる場合には、それぞれの業務分担を書く。
- 3 「資格の種別」欄には〇〇講習会終了、建築物環境衛生管理技術者等と記入する。

第6号様式（第6条関係）

研修実施状況（計画）（25年 4月 1日から 26年3月31日まで）

（新規の場合の記載例）（注）再登録の場合は過去6年間の実績を記載のこと

平成26年3月31日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従業員数	参加従業員数
（過去1年間の実績） 平成25年7月31日	貯水槽の清掃方法 1.5時間 貯水槽の塗装方法 1時間 貯水槽の消毒方法（貯湯槽含む） 2時間 安全及び衛生 1時間 建築物の環境衛生行政 1時間 作業従事者の責任と責務 1時間 給水設備と機器 1時間	大分三郎 貯水槽清掃作業監督者 （貯第〇〇号）	4名	4名

第6号様式（第6条関係）

研修実施状況（計画）（26年 4月 1日から 27年3月31日まで）

（新規の場合の記載例） （注）再登録の場合は過去6年間の実績を記載のこと

平成26年3月31日現在

研修の期日	研修の内容	指導員の氏名及び資格	対象従業員数	参加従業員数
<p>（今後1年間の計画）</p> <p>平成26年7月31日</p>	<p>貯水槽の清掃方法 2時間</p> <p>貯水槽の塗装方法 1時間</p> <p>貯水槽の消毒方法と感染症対策 1時間</p> <p>安全及び衛生 1時間</p> <p>建築物の環境衛生行政 1時間</p> <p>貯湯槽の清掃方法 1時間</p> <p>給水設備と機器 1時間</p>	<p>大分三郎</p> <p>貯水槽清掃作業監督者</p> <p>（貯第〇〇号）</p>	<p>4名</p>	<p>4名</p>

作業実施方法等

平成26年3月31日現在

作業	作業班	監督者等	使用する機械器具															
班編成	第1班（構成員5名：責任者1名 従事者4名）	監督者 大分三郎	揚水ポンプ、高圧洗浄機、残水処理機、換気ファン、防水型照明器具、色度計・濁度計、残留塩素測定器															
作業手順等	<p>1 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽の清掃を行う。</p> <p>2 貯水槽内の沈でん物及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行う。</p> <p>3 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らない。</p> <p>4 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表に掲げる事項について検査を行い、基準を満たしていることを確認する。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="338 981 1901 1276"> <tbody> <tr> <td data-bbox="338 981 409 1040">1</td> <td data-bbox="409 981 660 1040">残留塩素の含有率</td> <td data-bbox="660 981 1901 1040">遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1040 409 1099">2</td> <td data-bbox="409 1040 660 1099">色度</td> <td data-bbox="660 1040 1901 1099">5度以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1099 409 1158">3</td> <td data-bbox="409 1099 660 1158">濁度</td> <td data-bbox="660 1099 1901 1158">2度以下であること。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1158 409 1217">4</td> <td data-bbox="409 1158 660 1217">臭気</td> <td data-bbox="660 1158 1901 1217">異常でないこと。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="338 1217 409 1276">5</td> <td data-bbox="409 1217 660 1276">味</td> <td data-bbox="660 1217 1901 1276">異常でないこと。</td> </tr> </tbody> </table>			1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。	2	色度	5度以下であること。	3	濁度	2度以下であること。	4	臭気	異常でないこと。	5	味	異常でないこと。
1	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は百万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は百万分の1.5以上。																
2	色度	5度以下であること。																
3	濁度	2度以下であること。																
4	臭気	異常でないこと。																
5	味	異常でないこと。																

5 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行う。

(使用する塩素剤の名称及び使用方法)

有効塩素濃度50～100mg/lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を高圧洗浄機又は噴霧器で噴霧する。

(機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法)

貯水槽内で使用する機械器具類については、有効塩素濃度50～100mg/lの次亜塩素酸ナトリウム溶液を噴霧するか同溶液に浸漬させる方法で行う。

作業衣については、同溶液又はこれと同等以上の消毒能力を有する方法により消毒する。

(保管庫の管理責任者の氏名)

貯水槽清掃作業監督者：大分三郎

(従事者の検便等の時期及び検査機関)

毎年健康診断を受けることとし、検便については年2回実施する。

(作業報告作成の手順)

次の事項に関する飲料水貯水槽清掃作業報告書を2部作成し、1部を依頼者へ渡し1部を自社で保存する。

- ・実施年月日
- ・実施者氏名
- ・作業内容
- ・点検及び補修内容
- ・使用消毒剤の名称
- ・水質検査結果
- ・作業前後のカラー写真等

作  
業  
手  
順  
等

業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法

貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自らが実施する。

これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名（法人にあつては、名称）、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間を建築物の所有者、占有者その他の者で当該特定建築物の維持管理について権原を有する者（以下「建築物維持管理権原者」という。）に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が前様式「作業手順等」の1から5までに掲げる要件を満たしていることを常時確認する。

苦情及び緊急の連絡に対する体制

建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備する。

苦情及び緊急の連絡に対しては、貯水槽清掃作業監督者が迅速に対応し、処理後は建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に対して速やかに報告する。

（連絡・対応体制）

事務所に連絡有→貯水槽清掃作業監督者及び代表者に連絡→貯水槽清掃作業監督者が（必要に応じて従事者とともに）迅速に対応→処理状況を建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者に報告